ŌMIYA NEWS

No.021　2025年7月29日　JR東労組大宮地本

大地申第３号

過半数代表者選挙における繰り返されるコンプライアンス違反を根絶し、職場不安を招く取扱いを許さず公平・公正な取扱いを求める申し入れを行う！

7/24 提出

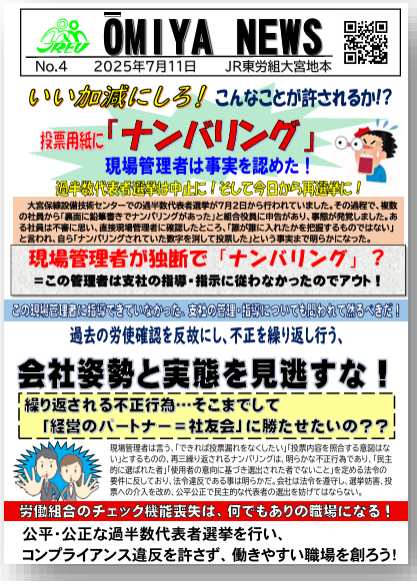

詳細は OMIYA NEWS No4 を参照して下さい

JR東労組大宮地本はこの間、会社より提案された施策について職場組合員の声を基に労使議論を行い、真摯に向き合ってきました。特に『「変革 2027」の実現に向けた組織の再編について』以降、各系統で多くの施策が打ち出される中で、施策実施に向けて時間軸を意識しスピード感を持って組合員と施策に向き合い、労使議論を通じて認識を一致させてきました。

また、事業運営に必要不可欠な「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」「フレックスタイム制に関する協定」など、事業場内に過半数を組織する労働組合がないことから、これまで過半数代表者選挙が各職場で行われてきました。

そのような中、2025年6月20日に行われた「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」に基づく在来線保線職場の組織再編により、新たに一つの事業場とする大宮保線設備技術センターが発足しました。組織再編に伴い、今回過半数代表者を選出するための「過半数代表者選挙」を行いましたが、小山保線センターにおいて投票用紙の裏面にナンバリングがされていたことが現場組合員からの申告で発覚し、選挙のやり直しが発生する事態となりました。再三繰り返されるナンバリングは明らかな不正行為であり、「民主的に選ばれた者」「使用者の意向に基づき選出された者でないこと」を定める法令の要件に反しており、法令違反であることは明らかです。職場では「ナンバリングによって投票内容が把握されるのではないか？」「ナンバリングなどの不正行為はあってはならない」と選挙運営に対する不安な声が出されています。

2020 年 1 月 17 日に締結した、大地申第 1 号「JR 東労組大宮地本第 20 回定期大会」の発言に基づく申し入れ団体交渉の議事録確認において、「過半数代表者の選出については、今後も適正に行われるよう指導徹底すること」と労使議論を経て確認してきたにも関わらず、繰り返し不正行為が行われている事をみれば、会社主導の選挙運営の限界である事は明白であり、職場に不安を与える行為を直ちに是正することが求められます。

したがって、過半数代表者選挙における繰り返される法令違反と捉えられる不正行為を根絶し、職場不安を招く取扱いを許さず、公平・公正な取扱いを求めて下記の通り申し入れを行いました。なお、交渉日程が決まりましたらお知らせします。

申し入れ項目

1. 大宮保線設備技術センターにて行われた過半数代表者選挙について、小山保線センターの投票用紙の裏面にナンバリングがされていた不正行為の経緯と目的を明らかにするとともに、大宮支社の認識を示すこと。

2. この間、過半数代表者選挙におけるナンバリング行為を含めた各種不正行為について、労使議論を踏まえ取扱いの是正に向けて確認してきたにも関わらず不正行為が繰り返されており、会社主導の選挙管理の限界を迎えている事から、事業所で働く労働者が主導で選挙管理を行う事で公平・公正な過半数代表者選挙の実現と、安心して働ける職場を構築すること。

公平・公正な選挙を通じて安心して働ける職場をつくりだそう!!